

中小企業の振興について

中小企業の振興に係る条例の制定に向けた取組及びその進捗状況については、次のとおりです。

1 呉市中小企業振興基本条例（仮称）制定検討懇話会

(1) 会議の開催状況

開催日		議事内容
第3回	平成30年11月20日	(1) 条例制定スケジュールの変更（案） (2) 前回提示した条例案要綱の振り返り (3) 座長講話 「中小企業振興基本条例の実践とまちづくり」
第4回	平成31年 1月30日	(1) 呉市内企業経営動向アンケート調査の結果について (2) 条例素案について (3) パブリックコメントの実施について

(2) 条例制定スケジュールの変更（案）

	H30.6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	H31.1月	2月	3月	4月	5月	6月
懇話会						● 第3回懇話会 (前回振り返り ・座長講話)		● 第4回懇話会 (素案提示)			● 第5回懇話会 (素案修正)		
議会 (産業建設委員会)	● 6/20 行政報告 (要綱案)									● 行政報告 (素案)		● 6月定例会 議案提出	
市民・企業 (パブリックコメント・ アンケート・ヒアリン グ)	7月豪雨災害のため、関係団体ヒアリング・企業アンケート延期					→ 関係団体ヒアリング		● 企業アンケート 結果		→ 意見募集 (パブコメ)	● 意見募集 結果公表		
						→ 企業アンケート実施							

(3) 懇話会等における主な意見の概要

ア 第3回懇話会会議

- (ア) 本条例は理念条例であり、考え方の基本となるものを明記すべき
- (イ) キャリア教育を推進していく中で、呉市の中小企業の実態や公的機関の支援の仕組みについて伝えていくべき
- (ウ) サービスの本質は地方にあり、地域密着型の事業を成功させるための行政のサポートや情報提供が必要
- (エ) 条例の理念に沿った施策推進のため、「定期的な円卓会議の実施」という条文が必要

イ 関係団体等ヒアリング

- (ア) 小規模・零細企業も対象であることを明らかにするため、「小規模企業（者）」を明記してほしい
- (イ) 広島県の条例に合わせて「市の役割」を「市の責務」という表現にしてほしい
- (ウ) 意見聴取するための会議の開催を担保するため、会議の名称や回数を明記してほしい

ウ 第4回懇話会会議

- (ア) 呉市内企業経営動向アンケートについて、生産性の向上や後継者問題など、更に掘り下げて分析を進めるとともに、今後も必要な項目をアンケート内容に追加していくべき
- (イ) 条例の題名及び規定に「小規模企業（者）」を追加することを全会一致で合意
- (ウ) 前文においては、戦前から現在に至るまで引き継がれてきたものづくり技術が現在の市民生活に生かされているという表現が望ましい
- (エ) 条例制定後の取組について、議論することの必要性

2 呉市中小企業・小規模企業振興基本条例（素案）の策定等

懇話会や関係団体等のヒアリングにおいて頂いた意見等を踏まえ、**資料1**のとおり条例(案)骨子を変更するとともに、**資料2**のとおり条例（素案）を策定しました。

なお、呉市内企業経営動向アンケート調査結果概要については、**資料3**のとおりであり、この内容については、今後の中小企業支援に関する施策の推進に当たり、その検討資料とすることとしました。

3 条例（素案）に対する市民意見の募集（資料 4 参照）

(1) 意見を募集する案件名

呉市中小企業・小規模企業振興基本条例（素案）

(2) 募集期間

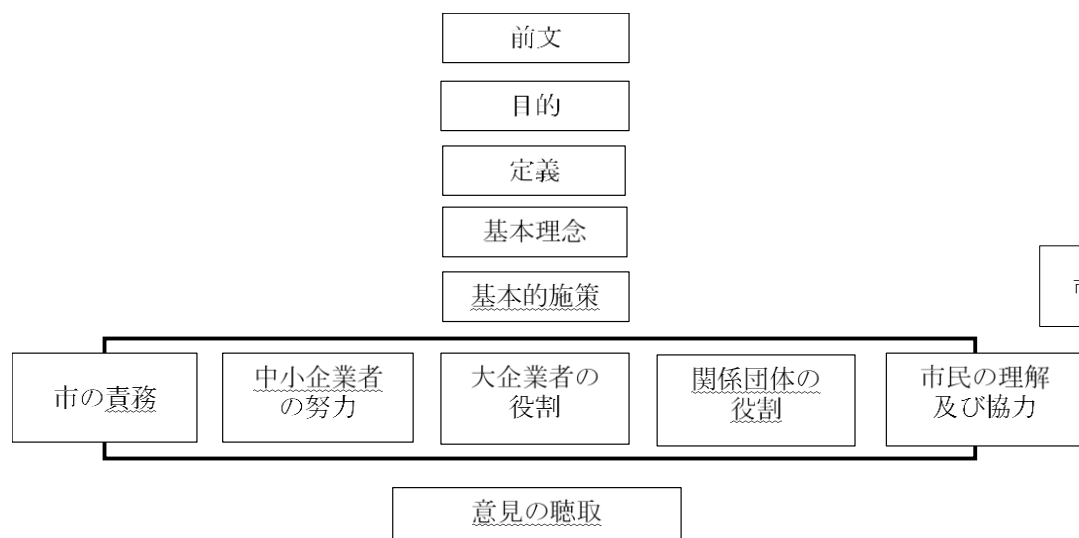
平成 31 年 3 月 11 日（月）から 4 月 9 日（火）までの 30 日間

(3) 条例（素案）の周知方法

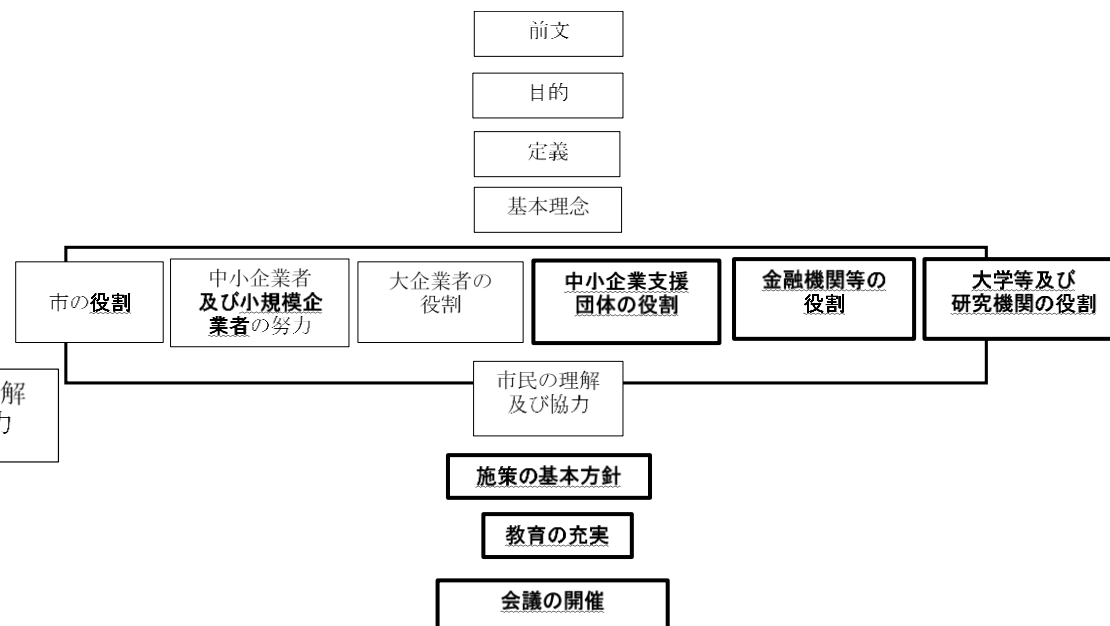
呉市ホームページ及び市政だよりへの掲載並びに市役所 1 階ロビー，各市民センター等における配布

呉市中小企業・小規模企業振興基本条例（案） 骨子

【当初】



【変更案】



吳市中小企業・小規模企業振興基本条例（素案）

(題名)

呉市中小企業・小規模企業振興基本条例

<解説>

題名は、本市が将来にわたり生き生きとした持続可能なまちづくりを進めていくため、中小企業・小規模企業の振興を市政の重要な柱として位置付け、この条例が中小企業・小規模企業の振興の基本となる条例であることを明確にするとともに、当該振興に関する基本方針や市が実施すべき基本的事項を示した条例の名称となるものです。

（前文）

呉市は、明治期における海軍呉鎮守府等の設置を契機として、多くの優秀な人材が集まり、戦前は東洋一の軍港・日本一の海軍工廠のまちとして栄え、戦後も造船・鉄鋼・機械など重工業を中心とした「ものづくりのまち」として発展した。

さらに、平成に入ってから、市域の拡大によって島しょ部等の美しい自然や歴史・文化・地域産業など特色ある多彩な地域資源も加わり、地域の経済に新たな効果を及ぼしている。

こうした中で、中小企業・小規模企業は、地域経済の基盤を形成し、雇用やにぎわいの創出をもたらすなど、本市の発展及び市民生活の向上に欠かすことのできない存在として大きく貢献してきた。

しかしながら、近年においては、急速な少子高齢化と人口減少、技術革新等に伴う海外との競争激化などにより、産業構造及び社会経済情勢は大きく変化し、中小企業・小規模企業を取り巻く環境は極めて厳しい状況にある。

本市が将来にわたり、持続的に成長・発展をし続けるためには、中小企業・小規模企業の活力向上が不可欠であり、自助努力と創意工夫あふれる中小企業・小規模企業が育ち、飛躍することができる環境を地域社会全体で連携及び協力をして整備することが重要である。

中小企業・小規模企業の振興が地域社会の活性化と本市の発展につながることを明らかにし、市民にとって豊かで暮らしやすいまちを実現するため、この条例を制定する。

<解説>

前文は、条例本文の前に置かれ、その条例制定の背景や目的、制定理由などを述べた文章で、具体的な規範を定めるものではありませんが、各条文の解釈の基準を示すものとなります。

ここでは、本市の成り立ちや地域の特性など「呉市らしさ」を表現しながら、本市における中小企業・小規模企業の果たす役割や重要性等をうたい、地域社会全体で中小企業・小規模企業を応援していく姿勢を記述しています。

(目的)

第1条 この条例は、本市の中小企業・小規模企業の振興について、その基本理念、市の施策の基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、市、中小企業支援団体その他の関係者の役割等について明らかにすることにより、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって本市経済の健全な発展及び市民生活の向上を図ることを目的とする。

<解説>

目的規定は、一見して条例の内容を理解・推測をすることができるよう、条例の立法目的を簡潔に表現するものです。

本条例は、本市の中小企業・小規模企業振興に関する基本的な方向性や姿勢を広く市民等に示すこととする、いわゆる理念条例とするものです。

また、「本市経済の健全な発展及び市民生活の向上を図る」とは、本条例の究極の目的であり、中小企業・小規模企業に関する施策を実施することが、結果として「本市経済の健全な発展及び市民生活の向上」に資することになるという意味を示しています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる中小企業者であつて、市内に事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）を有するものをいう。
- (2) 小規模企業者 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者であつて、市内に事務所等を有するものをいう。
- (3) 中小企業・小規模企業 第1号に掲げる中小企業者及び前号に掲げる小規模企業者をいう。
- (4) 大企業者 中小企業者及び小規模企業者以外の事業者であつて、市内に事務所等を有するものをいう。
- (5) 中小企業支援団体 商工会議所、商工会その他の中小企業・小規模企業に対する支援を行う団体であつて、市内に事務所を有するものをいう。
- (6) 金融機関等 銀行、信用金庫、信用協同組合その他の金融に関する業務を行う事業者であつて、市内に事務所等を有するもの及び広島県信用保証協会をいう。
- (7) 大学等及び研究機関 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び高等専門学校、同法第124条に規定する専修学校並びに同法第134条第1項に規定する各種学校並びに研究機関であつて、市内に所在するものをいう。

<解説>

本条例の中で用いる用語の意義を定めるものです。

ここでは、「中小企業者」、「小規模企業者」、「中小企業・小規模企業」、「大企業者」、「中小企業支援団体」、「金融機関等」、「大学等及び研究機関」の定義について規定しています。

- (1) 「中小企業者」及び「小規模企業者」は、個別具体の会社や個人を指す場合に用います。一方、「中小企業・小規模企業」は、中小企業者と小規模企業者を包括的・総称的に指す場合に用います。
- (2) 大企業者とは、中小企業者及び小規模企業者以外の事業者のことを指します。
- (3) 中小企業・小規模企業に対する支援を行う団体とは、中小企業家同友会、経済同友会、公益財団法人くれ産業振興センター等のことを指します。
- (4) 金融機関等とは、銀行、信用金庫、信用協同組合、日本政策金融公庫、広島県信用保証協会その他の金融に関する業務を行う事業者のことを指します。
- (5) 大学等及び研究機関とは、大学、高等専門学校、広島県立西部工業技術センター等のことを指します。

(基本理念)

第3条 中小企業・小規模企業の振興は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 中小企業・小規模企業が、本市経済の発展に寄与し、市民生活の向上に大きく貢献する重要な存在であることを踏まえること。
- (2) 中小企業者及び小規模企業者の自助努力及び創意工夫による事業活動及び創業が促進されること。
- (3) 中小企業者及び小規模企業者の経済的・社会的環境の変化への適応が円滑に行われること。
- (4) 市、中小企業者、小規模企業者、大企業者、中小企業支援団体、金融機関等、大学等及び研究機関及び市民の連携及び協力が図られること。

<解説>

本条例の目的を実現するため、中小企業・小規模企業の振興に係る基本的な理念、考え方について規定しています。

- (1) 中小企業・小規模企業の振興は、常に、中小企業・小規模企業が地域経済の発展や雇用の創出など市民生活の向上を支える重要な存在であることを踏まえ、各施策を推進することが必要であるということを表しています。
- (2) 中小企業者及び小規模企業者の事業活動と創業を促進するためには、中小企業者及び小規模企業者の自助努力と創意工夫が不可欠であり、それを助長する方向で支援するものです。
また、中小企業者及び小規模企業者の創造性に富む事業活動により、新たな産業を創出し、就業の機会を増大させるなどの効果が期待されることから、中小企業者及び小規模企業者の創意工夫が生かされ、意欲の向上が図られることが重要であるとしています。
- (3) 中小企業者及び小規模企業者は、経済的・社会的環境の変化による影響を受けやすく、その事業活動に支障が生じないよう、変化に対して中小企業者及び小規模企業者が的確に対応できるように支援するものです。
- (4) 中小企業・小規模企業の振興は、関係する八つの主体が連携・協力することにより、推進されることとしています。

（市の役割）

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的に策定し、実施するものとする。

2 市は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策の策定及び実施に当たっては、国、関係地方公共団体、中小企業者、小規模企業者、大企業者、中小企業支援団体、金融機関等、大学等及び研究機関及び市民と相互に連携して、これらが効果的に行われるよう努めるものとする。

<解説>

中小企業・小規模企業の振興を推進していくために、市が担う役割について規定しています。

(1) 中小企業・小規模企業の振興施策については、総合的に企画立案し、効果的に実施することとしています。

(2) 中小企業・小規模企業の振興施策を定め、実施していくためには、国、関係地方公共団体その他の関係機関及び市民との相互連携が重要かつ不可欠であるとしています。

(中小企業者及び小規模企業者の努力)

第5条 中小企業者及び小規模企業者は、基本理念にのっとり、経営基盤の強化、人材の育成、雇用の安定、従業員の福利厚生の実現等に自主的に取り組むよう努めるものとする。

2 中小企業者及び小規模企業者は、地域社会との調和を図ることにより、その一員としての社会的責任を自覚するとともに、暮らしやすい地域社会の実現に貢献するよう努めるものとする。

3 小規模企業者は、その事業の持続的な発展を図るため、自主的かつ着実な事業運営に努めるものとする。

4 中小企業者及び小規模企業者は、市、中小企業支援団体等が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に主体的に取り組むよう努めるものとする。

<解説>

中小企業・小規模企業の振興を推進していくための中小企業者及び小規模企業者の努力について規定しています。

(1) 基本理念に規定されているとおり、中小企業者及び小規模企業者は自助努力と創意工夫を基本とし、経営基盤の強化を始め、人材の育成、雇用の安定、従業員の福利厚生の実現等を図っていくことに努めるものとしています。

(2) 中小企業者及び小規模企業者は、平時あるいは災害時等においても、地域活動への参加など地域社会の一員としての社会的責任を果たし、暮らしやすい地域社会の実現に努めるものとしています。

(3) 小規模企業者は、その企業規模から、中小企業者よりも更に経営基盤の強化が求められるため、着実な事業運営に努めるものとしています。

(4) 中小企業者及び小規模企業者は、本市や中小企業支援団体等による中小企業・小規模企業の振興策に、主体的に取り組むよう努めるものとしています。

(大企業者の役割)

第6条 大企業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、中小企業者及び小規模企業者との連携及び協力に努めるものとする。

2 大企業者は、中小企業・小規模企業の振興が地域経済の活性化において果たす役割の重要性を理解し、市、中小企業支援団体等が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

<解説>

中小企業・小規模企業の振興を推進していくために、大企業者の役割について規定しています。

- (1) 大企業者は、中小企業者及び小規模企業者と比較し事業所数こそ少ないものの、地域社会や中小企業・小規模企業に対する影響力が大きいことから、事業活動を行うに当たっては、中小企業者及び小規模企業者との連携及び協力に努めるものとしています。
- (2) 大企業者は、中小企業・小規模企業の振興の重要性を理解した上で、中小企業・小規模企業の振興に関する施策に対し、協力するよう努めるものとしています。

(中小企業支援団体の役割)

第7条 中小企業支援団体は、基本理念にのっとり、中小企業者及び小規模企業者とともに、中小企業・小規模企業の振興に主体的に取り組むよう努めるものとする。

2 中小企業支援団体は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策が効果的かつ効率的に実施されるよう、市、中小企業者、小規模企業者、金融機関等及び大学等及び研究機関と相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

<解説>

中小企業・小規模企業の振興を推進していくための中小企業支援団体の役割について規定しています。

(1) 中小企業支援団体は、中小企業者及び小規模企業者とともに中小企業・小規模企業の振興に主体的に取り組むよう努めるものとしています。

(2) 中小企業支援団体は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策が効果的かつ効率的に実施されるよう、本市、中小企業者、小規模企業者、金融機関等、大学等及び研究機関と相互に連携しながら協力するよう努めるものとしています。

（金融機関等の役割）

第8条 金融機関等は、基本理念にのっとり、その役割が中小企業・小規模企業の振興にとって重要であることに鑑み、かつ、中小企業・小規模企業の事業性を踏まえて、中小企業者及び小規模企業者に対する円滑な資金供給のほか、事業の承継その他の経営に関する支援及び立案をするとともに、市、中小企業支援団体等が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策と連携し、中小企業者及び小規模企業者の健全な発展に資する取組を進めるよう努めるものとする。

<解説>

中小企業・小規模企業の振興を推進していくための金融機関等の役割を規定しています。

金融機関等は、中小企業・小規模企業の事業活動において資金供給や経営改善などの面で密接に関係があり、中小企業・小規模企業の経営課題の解決に果たす役割が大きいことから、その役割の内容について定めるものです。

(大学等及び研究機関の役割)

第9条 大学等及び研究機関は、基本理念にのっとり、その役割が中小企業・小規模企業の振興にとって重要であることに鑑み、中小企業者及び小規模企業者の事業活動への協力、人材の育成並びに研究開発及びその成果の普及に努めるものとする。

<解説>

中小企業・小規模企業の振興を推進していくための大学等及び研究機関の役割を規定しています。

大学等及び研究機関における学術・研究活動は、中小企業者及び小規模企業者と連携した新製品・新技術の研究開発、研究成果の普及、優れた人材の育成、中小企業者及び小規模企業者への人材供給などにおいて、中小企業・小規模企業の振興に多大な貢献が期待できることから、一定の役割を求めたものです。

(市民の理解及び協力)

第10条 市民は、中小企業・小規模企業の振興が市民生活の向上及び地域経済の活性化に寄与することを理解し、中小企業・小規模企業の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

<解説>

中小企業・小規模企業の振興を推進していくための市民の理解と協力を規定しています。

中小企業・小規模企業が振興することで、結果として市民生活の向上・地域経済の活性化が図られることを理解し、地域社会の中で中小企業・小規模企業が発展できるよう、市民に協力を求めるものです。

(施策の基本方針)

第11条 市は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を実施するものとする。

- (1) 経営の革新及び創業を促進すること。
- (2) 経営基盤の強化を促進すること。
- (3) 事業活動に必要な資金調達の円滑化を促進すること。
- (4) 販路の拡大を促進すること。
- (5) 人材の育成及び雇用の安定を促進すること。
- (6) 事業の承継又は廃止の円滑化を図ること。
- (7) 受注機会の増加につながる地元調達等を促進すること。
- (8) 地域資源の活用等による産業の活性化及び創出を促進すること。
- (9) 中小企業・小規模企業に対する市民の理解の増進に努めること。

<解説>

中小企業・小規模企業の振興に関し、基本理念に基づき市が取り組む施策の基本方針について規定します。

- (1) 新製品の開発や新サービスの提供により経営の向上が図られる取組や、創業が円滑にできるための環境の整備について、必要な施策を講ずることにより支援します。
- (2) 設備、技術、個人の有する知識及び技能などの経営資源の補完や、事業が継続的に発展するよう、必要となる施策を講ずることにより支援します。
- (3) 資金調達を行う際、自らの力だけでは解決が困難な問題について、必要となる施策を講ずることにより支援します。
- (4) 事業を継続して行く上で大きな課題である販路の拡大について、必要となる施策を講ずることにより支援します。
- (5) 人材は重要な経営資源の一つであるため、自社の従業員を育成し、技術を継承することや、人材を確保し雇用を安定させるため、必要となる施策を講ずることにより支援します。
- (6) 事業の承継又は廃止の円滑化を図るための施策を講ずることにより支援します。
- (7) 本市には、国等の行政機関や大企業など大規模な事業所が多数所在していますが、市はもとより、これらの事業所が地元調達等により、中小企業・小規模企業支援の一翼を担うこととするものです。

- (8) 自然，歴史，文化，産業などの地域資源を活かした新商品・新サービス等を創造する事業活動は，地域に活力を与え，事業活動の中でも特に新たな付加価値を生み出す可能性が高い活動であり，必要となる施策を講ずることにより支援します。
- (9) 中小企業・小規模企業に関する情報を広く市民に提供するなど，中小企業・小規模企業への理解を促進し，中でも次世代を担う人材が地域の中小企業・小規模企業に関心を持つことが重要であると考えられることから，必要となる施策を講ずることにより支援します。

（教育の充実）

第 12 条 学校（学校教育法第 1 条に規定する学校（幼稚園，大学及び高等専門学校を除く。）であって，市内に所在するものをいう。）は，地域の経済活動の一環としての中小企業・小規模企業の事業活動，地域経済に果たす役割等について，児童及び生徒の理解を深めるための教育活動を行うよう努めるものとする。

<解説>

教育により，中小企業・小規模企業の事業や役割について，青少年の理解を深めることについて規定しています。

学習の中で，地元になどのような中小企業・小規模企業があるかを知り，高度なものづくり技術など中小企業・小規模企業の事業活動や役割等への理解を深めるとともに，児童・生徒の郷土愛を育むための教育活動を推進するものです。

(会議の開催)

第13条 市は、中小企業者、小規模企業者その他の関係者から広く意見を聴取するための会議を定期的に行ない、中小企業・小規模企業の振興に関する施策の実施状況等の報告及び中小企業・小規模企業の現状の把握をするとともに、中小企業・小規模企業の振興に関する施策に反映させるよう努めるものとする。

<解説>

効果的な中小企業・小規模企業の振興に関する施策を推進していくためには、市内の中小企業・小規模企業の現状を把握することが重要であり、課題の解決に向け、中小企業者、小規模企業者その他の関係者から広く意見を聴取するための会議を定期的に行ない、施策に反映させていく必要があることを規定しています。



平成 30 年呉市内企業経営動向アンケート調査結果概要

資料 3

【調査目的】

市内企業の状況等を的確に把握することで、今後の中小企業等の振興の支援策に反映させることを目的とする。

【調査方法と内容】

	内 容
調査対象	呉市内に本社及び事業所を有する中小企業等2,903社
調査期間	平成30年11月2日～平成30年11月30日
調査方法	自記式郵送調査法、WEBアンケート回収
回収結果	回収数 668票 回収率 23.0% 有効回答数 641票 有効回答率 22.1%

経営動向

●経営の現況について、売上状況は、前決算比では「減少」の割合が最も多く、前年同月比では「横這い」の割合が最も多い。経常利益も同様の傾向にある。
●最近の資金繰りの状況は「良い」と「悪い」の差が▲3.9 ポイントある。資金調達の状況は、「円滑」と「円滑でない」の差が+37.9 ポイントある。全国水準と比較して良好である。
●企業の経営上の強みは、「お客様ニーズへの対応力」(54.6%)であり、経営上の課題は、人的資源の問題（「従業員の確保」「人材育成」「人手不足」）が 116%と大半を占めている。全国では「販路開拓」(50.1%)で第二位となっており、呉市(22.5%)大きく差がある。また、課題解決のため具体的に計画している方策は、「原価・経費削減」(35.9%)で、コストダウンという回答となっている。新たな分野への事業進出は、「考えていない」(74.3%)である。
●遊休工場等の有無は、「なし」(80.5%)で、遊休工場等の処分（売却等）の意向については、「希望者がいれば処分したい」(43.8%)であった。
●人的資源について、過去3か年（H28～H30）における従業員の増減及び採用人数は、「変化なし」(52.7%)。採用人数の平均は、8.1人となった。過去3か年（H28～H30）の呉市内在住者の採用割合は、「80%以上」(46.2%)で採用の約半数が呉市内在住者となっている。採用に当たっての課題は、「技術系の人材が確保できない」(36.0%)で、人材が確保できない要因は、「人口減少・少子化」(46.5%)となり、外部環境が要因であるとする回答が約半数となっている。全国と比較すると、全国では下位にある「内定辞退や早期離職者が多い」は、呉市では採用に当たっての課題の第二位となっている。企業では、採用した従業員に対する人材育成や福利厚生に課題を抱えており、それが「早期離職者」の増加につながっていると推察される。

呉市内企業 経営動向

設備投資動向

●設備投資予定は、設備投資の「予定額がある」と回答した割合と「なし」との差は+20 ポイント。全国と比較して投資意欲は高い。
●投資する予定の主な目的は、「設備の更新、維持・補修」(49.0%)で、投資場所は、「市内」(53.7%)となった。一方、市内の土地取得の予定等は、「土地取得の予定なし」(72.9%)であり、土地取得を伴わない設備投資が大半であると推察される。

呉市の産業活性化のための施策等

●呉市の中小企業支援等の制度で知っているものは、「中小企業融資制度」(57.3%)「くれ産業振興センターの支援制度」(32.3%)「起業家支援プロジェクト」(14.7%)の順となり、約6割の企業は資金支援制度を知っている。
●呉市の中小企業支援等の制度に対するご意見として、「制度についてよく知らない」(43.2%)「必要なメニューがない」(17.3%)「申請などの手続きが煩雑」(16.1%)となり、制度の周知がやや進んでいない実態が見て取れる。
●呉市の産業活性化のために必要な施策は、「融資や助成制度などの資金的支援」(31.5%)「道路などのインフラ整備」(29.6%)「従業員の家族に対する保育、介護等への支援」(22.5%)となった。企業にとって、即効性のある資金的支援や人的資源確保維持のための福利厚生支援が望まれている。一方で、呉市の地勢的なウイークポイントである、道路などのインフラ整備も必要な施策として認識されている。

経営動向と売上高・経常利益の関係

●代表者の年齢と従業員の平均年齢の関係について、売上高・経常利益ともに「増加」「横這い」「減少」の順に年齢が高くなる傾向にある。売上高・経常利益が増加している企業は、代表者の交代が進み採用でも新入社員の採用による従業員の若返りが進んでいる様が見て取れる。
●最近の資金繰りの状況と最近の資金調達の関係について、売上高・経常利益ともに「増加」「横這い」「減少」の順に資金繰りの状況が悪くなる傾向にある。
●経営上の課題の関係について、売上高・経常利益ともに「増加」している企業は、「人的資源」（従業員の確保、人材育成、人手不足）に課題があるとし、「減少」している企業は、「売上の停滞・減少」に課題があるとしている。
●課題解決の方策の関係について、売上高・経常利益ともに「増加」している企業は、「社員教育」「新規採用」と回答した割合が多く、「減少」している企業は、「特になし」「原価・経費削減」と回答した割合が多かった。
●経営に関する相談相手の関係について、売上高・経常利益ともに「増加」している企業は、「士業・コンサルタント」「金融機関」と回答した割合が多く、「減少」している企業は、「特になし」と回答した割合が多かった。
●今後の事業展開の関心事項の関係について、売上高・経常利益ともに「増加」している企業は、「社員教育」と回答した割合が多く、「減少」している企業は、「販路開拓」と回答した割合が多かった。
●新たな分野への事業進出の関係について、売上高・経常利益ともに「増加」「横這い」「減少」の順に新たな分野への事業進出について「考えていない」とする割合が多くなる傾向にある。
●後継者の有無の関係について、売上高・経常利益ともに「増加」「横這い」「減少」の順に後継者の有無について「後継者なし」とする割合が顕著に多くなる傾向にある。
●過去3か年における従業員の増減の関係について、売上高・経常利益ともに「増加」「横這い」「減少」の順に「増加した」とする回答割合が減少する傾向にある。採用人数については、売上高・経常利益ともに「増加」している企業は約10人の採用であるが、「減少」している企業は5人前後となる。
採用にあたっての方法の関係について、売上高・経常利益ともに「増加」している企業は多様な採用チャネルを利用している傾向が見て取れる。一方、「減少」している企業は、「自社独自で広報」と回答する割合が高くなっている。

設備投資動向と売上高・経常利益の関係

●今後3か年の設備投資予定額（合計額）の関係について、売上高・経常利益ともに「増加」している企業は「500万円未満」と回答する割合が高くなり、「減少」している企業は「なし」と回答する割合が高くなっている。
●投資する主な目的の関係について、売上高・経常利益ともに「増加」している企業は「新規事業進出」と回答する割合が高くなり、「減少」している企業は「設備の更新、維持・補修」と回答する割合が高くなっている。売上高・経常利益ともに「増加」している企業は前向きな投資に積極姿勢を示している。
●投資場所の関係について、売上高・経常利益ともに「減少」している企業の方が「増加」している企業より「市内」と回答した割合で約10ポイント前後低くなっている。
●土地取得の予定等の関係について、売上高・経常利益ともに「減少」している企業の方が「増加」している企業より「土地取得の予定なし」と回答した割合で約6～10ポイント前後高くなっている。

呉市の施策等と売上高・経常利益の関係

●呉市の中小企業支援制度で知っているものの関係について、売上高・経常利益ともに「増加」している企業は「くれ産業振興センターの支援制度」と回答した割合が高く、「減少」している企業は、「中小企業融資制度」と回答した割合が高くなっている。売上高・経常利益ともに「増加」している企業は、支援機関を上手に利用し技術開発や販路開拓等で企業業績を伸ばしていると推察される。
●呉市の産業活性化に必要な施策の関係について、売上高・経常利益ともに「増加」している企業は「従業員の家族に対する保育、介護等への支援」とする回答の割合が高くなっており、「減少」している企業は「融資や助成制度などの資金的支援」とする回答の割合が高かった。売上高・経常利益ともに「増加」している企業は、人的資源確保・維持のための支援を望んでいるのに対し、「減少」している企業は企業財務に即効的な資金的支援を望んでいる。

呉市中小企業・小規模企業振興基本条例（素案）に対する意見の募集について

呉市では、中小企業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進並びに本市経済の発展と市民生活の向上を図るための条例の制定を目指しています。

つきましては、「**呉市中小企業・小規模企業振興基本条例（素案）**」を策定しましたので、これに対する皆さんからのご意見をお寄せください。

お寄せいただいたご意見を参考に、条例の制定に向けて修正等を検討します。ご意見に対する市の考え方は、呉市のホームページや各市民センター、呉市役所 1 階受付などで公表します。

なお、個別には回答いたしませんので、あらかじめご了承ください。また、個人が特定されるような情報については公表いたしません。

【意見を募集する内容】

「**呉市中小企業・小規模企業振興基本条例（素案）**」に対するご意見

【意見の募集締切日】

平成 31 年 4 月 9 日（火） **※ 必着**

【意見の提出方法・提出先】

別紙の意見書に**必要事項（ご意見、住所、氏名、電話番号）**をご記入の上、次のいずれかの方法で提出をお願いします。

意見書を用いない場合も、必要事項をご記入の上、案件名を「呉市中小企業・小規模企業振興基本条例」として提出していただくことができます。

① 郵送で提出していただく場合

〒737-8501（住所不要）呉市商工振興課 中小企業・小規模企業振興基本条例担当 宛

② ファクシミリで提出していただく場合

0823-25-7592

③ 電子メールで提出していただく場合

syoukou@city.kure.lg.jp

（電子メールの件名を「呉市中小企業・小規模企業振興基本条例」としてください。）

④ 持参していただく場合

呉市役所 本庁舎 5 階 商工振興課（呉市中央 4 丁目 1 番 6 号）

※ 各市民センター（支所）の窓口でも、意見書をお受けすることができます。

⑤ 電子申請サービスを利用していただく場合

呉市の呉市中小企業・小規模企業振興基本条例のホームページから受け付けています。

<https://www.city.kure.lg.jp/>

※ 電話によるご意見はお受けしませんので、ご注意ください。

必ず書面での提出をお願いします。

【お問い合わせ先】

呉市 商工振興課

Tel 0823-25-3310（直通）

呉市 商工振興課 宛
〒737-8501
呉市中小企業・小規模企業振興基本条例
Tel 0823-25-3310
FAX 0823-25-7592

意見書

案 件 名	呉市中小企業・小規模企業振興基本条例		
ご 意 見			
住 所			
氏 名		電話番号	
受領通知	☐		
受領通知を希望される方はチェック欄(□)にチェック(✓)を入れてください。 ご意見に対する市の考え方については、別途、ホームページや市民センター等でお知らせします。			

- 単なる賛否であつたり、募集内容に関連のない場合など、市の考え方をお示しできない場合があります。
- 法人、その他の団体にあつては、「住所」欄に事務所又は事業所の所在地、「氏名」欄に名称、担当者の氏名をご記入ください。
- ご意見の内容について、お問い合わせをさせていただくことがありますが、それ以外の目的で個人情報を使用することはありません。